



Q

アスベスト(石綿)が原因の健康被害による労災認定事業場の公表がありました。何のために公表しているのでしょうか。

A

①公表事業場で過去に就労していた労働者に対して、石綿を取り扱った露作業に従事

した可能性があることを注意喚起する。

②公表事業場の周辺住民が、自身の健康状態を改めて確認する契機とする。

③関係省庁、地方公共団体等が石綿健康被害対策に取り組む際の情報提供とする。

このような観点から、労災認定を受けた労働者が所属していた事業場や、特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称、所在地等の情報を公表しています。

石綿健康被害のおそれがあります



過去に石綿を取り扱った職歴がある人▽石綿を取り扱ったという被曝のおそれがあると明らかかな記憶はないも思われる人は、労働局の、公表事業場で就労経験がある人▽親族が最寄りの労働基準監督署に問い合わせてください。